

R4. 6. 24 個人情報保護審査会 議事録

発言者	内 容
<p>総務課長 (14:15)</p>	<p>時間となりましたので始めさせていただきます。 本日は審査会に御出席賜り、ありがとうございます。 私は、審査会事務局の総務課長 嶋崎と申します。 議事に入りますまで進行を務めさせていただきます ので、よろしくお願いいたします。 最初に、本年6月1日付で委員の委嘱をさせていただ いておりますので、委嘱書を総務部長から委員の皆様 に交付させていただきます。 恐れ入りますが、順次、お名前をお呼びしますので、 総務部長より、委嘱書をお受けくださるよう お願 いたします。 総務部長よろしくお願ひします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、お名前を申し上げます。 後藤 武夫 (ごとう たけお) 様 早川 菅子 (はやかわ すがこ) 様 熊本 淳 (くまもと じゅん) 様</p>
<p>総務部長</p>	<p>～委嘱書交付～</p>
<p>総務課長</p>	<p>ありがとうございました。 ここで、総務部長からお礼の御挨拶があります。 総務部長よろしくお願ひします。</p>
<p>総務部長</p>	<p>本日はお忙しい中、また、暑い中御参加いただきまし て、誠にありがとうございます。 日頃は中津川市政に関しまして御理解御協力を賜り ありがとうございます。 ただいま行政不服審査会、情報公開審査会委員及び個 人情報保護審査会の3つの委員を委嘱させていただき</p>

<p>総務課長</p>	<p>ました。</p> <p>委員の皆様方には今後お力添えを賜りますようお願いいたします。</p> <p>本日はさっそく個人情報保護審査会を開催し、審査していただくということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。委員の皆様におかれましては2年間お世話になりますが、よろしく申し上げます。</p> <p>申し訳ございませんが、総務部長は、ここで退席させていただきます。</p> <p>～総務部長 退席～</p>
<p>総務課長</p>	<p>改めまして、ただ今から中津川市個人情報保護審査会を開会いたします。</p> <p>本日の会議時間は、1時間程度の予定で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、新しく任期が始まって、初めての開催のため、「中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則」第3条第2項の規定に基づき、会長及び副会長を互選していただきたいと思います。</p> <p>委員の皆様から、御提案ありましたらお願いします。</p>
<p>熊本委員</p>	<p>委員歴の長い方に会長、副会長をお願いしたいと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ただ今、熊本委員から、委員歴の長い方という事で御提案いただきました。</p> <p>そうしますと会長に後藤委員、副会長に早川委員との提案になるかと思いますが、いかがでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
総務課長	<p>御異議が無いようですので、会長は後藤委員、副会長は早川委員と決定させていただきます。</p> <p>それでは、後藤会長、御挨拶と、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
後藤会長	<p>市が管理する住民票に記載された市民の住所、氏名、生年月日等は、厳重に保護されるべき個人情報であることは言うまでもないことですが、外部に提供することが公共の福祉に資する場合は、提供すべきこととなります。</p> <p>この二つのニーズを調整し、個人情報の保護と行政目的の達成を図ることが審査会の任務であると思っています。</p> <p>本日はそれぞれの観点から御審議いただければと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入るに先立ち、本日の委員会は、公開とすることか否かを「中津川市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条の規定により、審査会に諮って決定することとなっております。</p> <p>お諮りいたします。本日の案件は、指針第3条各号の公開しない場合に当てはまらないため、公開することとしてよろしいですか。</p>
他の委員	(異議なし)
後藤会長	<p>御異議がないようですので、本日の委員会は公開とすることに決定しました。</p> <p>それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。</p>

総務課職員

令和4年6月9日付けで、中津川市長から当審査会に対して諮問第1号「国若しくは岐阜県又はそれらにより組織される協議会等の行うアンケート調査のために、市の保有する個人情報等を外部提供することについて」が諮問されております。

中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号にありますとおり、「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合」には、実施機関以外のものへ保有個人情報の提供が可能になります。

今回の諮問について、市担当者から説明していただきその後、審議に入りたいと思いますのでお願いします。

それでは、諮問第1号「国若しくは岐阜県又はそれらにより組織される協議会等の行うアンケート調査のために、市の保有する個人情報等を外部提供することについて」御説明いたします。

まず、この諮問の前段として、平成30年の答申第2号について御説明いたします。

この答申書につきましては、事前にお送りさせていただいておりますので概略のみ御説明いたします。

この平成30年の答申では、当時、岐阜県が行うアンケート調査のために、郵便番号、住所、氏名、ふりがなについて市の保有する個人情報の外部提供の依頼がありました。

そのため、これらの情報を外部提供することについて諮問し、認めるとの答申をいただき、市から県に対してアンケート実施のための外部提供を行いました。

今回、協力の依頼があった調査は、「中京都市圏パーソントリップ調査」といい、国県名古屋市等により組織される協議会により実施され、外出行動における交通手段の利用状況などに関する調査で、その調査単位は世帯

とされ、年齢構成を把握するために生年月日等も必要とされています。

平成30年にお認めいただいた内容は、趣旨等は同じアンケートの実施に対する協力ですが、世帯や年齢等の情報は当該アンケートでは必要ではありませんでしたので諮問の対象としていませんでした。

そのため、改めて諮問させていただくものです。

それでは、本件諮問に関する説明に入らせていただきます。

まず、外部提供に係る個人情報の項目は、アンケート調査に必要な郵便番号、住所、氏名、ふりがな、性別、生年月日、世帯番号、続柄名に限ります。

次に、情報の提供を行う団体は、国若しくは岐阜県又はそれらにより組織される協議会等に限定しております。

次に、提供された情報の用途ですが、施策の企画・立案及び計画の策定等に関するアンケートの実施のために限定しております。

なお、事業主体となる国県等は、個人情報の保護に関する法律により個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の遵守すべき義務等を負っており、提供した情報は適切に扱われます。

また、情報の提供を行う際には、当市において科学性の担保された手法により、求められている必要最小限の数を無作為に抽出し、事業主体において恣意的な調査が行われることのないように取り扱います。

最後に、公益性については、アンケートが実施されることにより、国県等の施策に当市の住民の意向等が反映され、さらにアンケート結果のフィードバックを受けた当市においても施策に住民の意向を反映させることができるため、公益性があると考えております。

	<p>以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
後藤会長	<p>それでは、諮問事項の審議に入ります。 ただいまの市担当者からの説明に対して質疑があれば、発言をお願いします。</p>
後藤会長	<p>パーソントリップ調査の根拠となる規程は何ですか。</p>
都市建築課長	<p>統計法に基づく一般統計調査に位置づけられるものです。</p>
後藤会長	<p>無作為抽出された情報がどのように使われるのか説明してください。</p>
都市建築課長	<p>アンケート用紙が郵送されますので、その際に使われます。 また、記入間違い等の確認の際にも使われることがあります。</p>
後藤会長	<p>そのような作業は協議会が行いますか。</p>
都市建築課長	<p>岐阜県のアンケート分については岐阜県が行います。</p>
後藤会長	<p>児童や幼児にも送られることがあるように書いてあったかと思いますが、いかがですか。</p>
都市建築課長	<p>世帯主が回答の対象者です。 どのような目的で、どの時間帯に、どこからどこに移動したかという事を調査しますので、園児等については通園とかの記載は出てくると思います。</p>

熊本委員	世帯主に対してアンケート調査の依頼が届くという事ですが、それは世帯構成が分かったうえで送られますか。
都市建築課長	世帯構成を把握したうえで送るのではなく、無作為抽出で選ばれた方の世帯に送られます。
後藤会長	世帯の中で子どもだけが選ばれるという事はないのですね。
総務課職員	世帯単位で選ばれますが、アンケートに答えていただくのは世帯主です。
熊本委員	性別の提供は全員分ですか。
総務課職員	性別は全員分です。
後藤会長	以前の諮問の際と違うのは、世帯単位という点ですか。
総務課職員	はい。そうです。
後藤会長	秘密保持の具体的な責任を負うのは、県ですか。
総務課職員	市から提供された個人情報を管理する責任は県にあります。
都市建築課長	協議会には岐阜県の実施したアンケート集計結果が送られますので、具体的な個人情報の管理は岐阜県とその委託を受けた業者が行います。

後藤会長	市は公益性があると判断すれば提供するが、提供された情報を管理するのは岐阜県ということによろしいですか。
総務課職員	はい。
早川委員	委託業者は決まっていますか。 最近、個人情報の管理について事故があったようなニュースがあったので、委託先はどのような業者か気になります。
都市建築課長	委託業者はこちらでは把握していません。
総務課職員	情報の管理としては、鍵のかかる部屋で作業、保管されること、ネットワークにつながっていないパソコンで作業すること等が示されています。 また、岐阜県の個人情報取扱マニュアルに従って業者は選定されます。
熊本委員	業者に提供されるのは抽出された後の情報ですね。
総務課職員	はい。
後藤会長	他に御質問等無ければ、質疑等を終了しますがよろしいですか。 それでは、以上で質疑及び審議を終了します。 これから10分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議内容に基づきまして、中津川市長への答申の案を作成します。 再開後、答申の案について御審議いただくこととします。 それでは、ただいまから、14時55分まで休憩とい

	<p>たします。</p> <p>～休憩～</p>
後藤会長	<p>審査会を再開します。</p> <p>お手元に答申案を配付させていただきましたので、御審議をお願いします。</p>
後藤会長	<p>答申案3（4）「提供することがなければ」ではなく「提供することがなく」か「提供することがないため」の方が良いのではないですか。</p>
総務課職員	<p>よろしければ、そのように修正します。</p>
後藤会長	<p>この部分は「提供することがなく」に修正するという事でよろしいですか。</p>
委員の皆様	<p>（異議なし）</p>
熊本委員	<p>必要数というのはどのように決められていますか。</p>
総務課職員	<p>自治体の人口規模によって割り当てられています。</p>
熊本委員	<p>「公益性があると認める理由」の項目に公益性があると認められるかどうかと、個人情報を守られるかどうかと一緒に書かれています。</p> <p>（1）（2）（5）は公益性に関する記述、（3）（4）は情報の取扱いに関する記述のようですが。</p>
総務課職員	<p>審査会での議論を答申に反映させるために、情報の取扱いに関する記述まで案には載せていますが、削ったうえで答申とすることもできます。いかがいたしましょう</p>

<p>後藤会長</p>	<p>か。</p> <p>そうゆう事であれば、多少、重複するところがあるかと思いますが、今の部分は残すという事でよろしいですか。</p>
<p>委員の皆様</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>後藤会長</p>	<p>ただいまの審議における修正を反映するという前提において、この答申案に御異議ありませんか。</p>
<p>委員の皆様</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>後藤会長</p> <p>(15:9)</p>	<p>御異議がないようですので、この答申案を答申といたします。</p> <p>本日の審議結果は、近日中に事務局において手続を経て、中津川市長へ答申してもらいますのでよろしくお願い致します。</p> <p>以上で、中津川市個人情報保護審査会を閉会します。 ありがとうございました。</p>